

～平成23年4月1日から～

成年後見登記にかかる 「登記されていないことの証明書」等の 登記印紙の取扱いについて

平成23年2月

東京法務局

- 本年4月1日から、登記されていないことの証明書等の交付請求等に係る登記手数料は、登記印紙に替えて収入印紙で納付していただくことになります（注1）。

ただし、登記印紙についても、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができます（注2）。

- 本年4月1日から、登記手数料の改定が予定されています。

証明書の種類	手数料額（1通につき）	
	変更前	変更後
登記されていないことの証明書	400円	300円
登記事項の証明書	800円	550円

※ 成年後見登記の手数料の改定の詳細については、決定次第、東京法務局ホームページの成年後見登記のページに掲載する予定です。

- 平成23年4月1日から使用する申請書については、3月中旬頃を目途に東京法務局ホームページの成年後見登記のページに掲載する予定です。

(注1) 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第264条等

(注2) 収入印紙と登記印紙を組み合わせて使用することも可能です。